

福島イノベ構想の重点6分野関連スタートアップ支援

ビジネスアイデア事業化プログラム（支援年数：最大1年、補助上限額：最大300万円）

〔福島イノベ構想の重点6分野での起業や新事業展開等の新たなチャレンジを志向する者向けの支援プログラム〕

アクセラレーションプログラム（支援年数：最大2年、補助上限額：最大500万円）

※2年目に採択された場合は当該年度最大1,000万円、翌年度の募集時に進捗・成果を踏まえた審査あり。

〔福島イノベ構想の重点6分野での事業化を志向するアーリーステージ等にある者向けの支援プログラム〕

研究機関や大学等での研究成果の社会実装スタートアップ支援

先導技術事業化アクセラレーションプログラム（支援年数：各フェーズ最大1年、補助上限額：各フェーズ最大1,000万円）

研究機関や大学等での研究成果等を社会実装しようとする者で、研究者が自ら創り、又はビジネスパートナーに橋渡しにより社会実装しようとする者向けの支援プログラム

- ① 起業フェーズ → 起業・創業の準備もしくは直後にある企業、個人
- ② 事業化フェーズ → 事業化に向けた試作品開発・実証等を行う企業
- ③ 量産化フェーズ → 量産化に向けた開発製造施設等の立地を目指す企業

【補助率 3 / 4（ただし特定要件を満たす場合は 4 / 5）】

特定要件：①ビジネスコンテスト（国・県等が実施・後援するもの）で優秀な成績を収めたことがあること、②J-STARTUP（地域版を含む）に選定されていること、③大学等発ベンチャーとして認定されており、補助金の交付申請時点において大学の施設・設備を使用できるなどの具体的な支援を受けていること、④事業を推進するうえで連携協定書等により福島県浜通り地域等の自治体との合意がなされていること、⑤VC（ベンチャーキャピタル）等からのエクイティ出資等の資金調達を行っていること、⑥大学等と共同研究をしていること

【地域要件】

アクセラレーションプログラム及び先導技術事業化アクセラレーションプログラムについては、イノベ地域における事業拠点の設置が、登記簿、賃貸借契約、納付実態を証するもの等により確認できることを補助金の支払い要件とする。ただし、単なる代表者等の生活のための拠点設置は対象外とする。